

2018/12/18

TYO/NR-180037

国際観光旅客税の新設について

チャイナ エアライン（日本支社：東京 千代田区）は、日本において国際観光旅客税が新設されます事をご案内申し上げます。

記

適用開始日：

2019年1月7日（月）以降発券かつ搭乗分より

※航空券発券時に、航空運賃等とあわせて申し受けます。

※適用開始日より前に購入された航空券を、適用開始日以降に変更された場合も適用となります。

設定額（日本国内全空港）：

国際線ご出発のお客さま：1,000円（消費税対象外）

※大人/小人同額（2歳未満の幼児は非課税）

※国際線から国際線へのお乗り継ぎで、同一の航空券を使用し、24時間以内に出発するお客さまは適用外となります。

税金の詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

日本語：

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/kanko/index.htm>

英語：

https://www.nta.go.jp/english/taxes/indirect/tourist_tax.htm

以上

チャイナ エアラインについて

<input type="checkbox"/> 本社所在地：	台湾 桃園市大園區航站南路一號	<input type="checkbox"/> 就航空港数：	29 か国・地域 156 空港
<input type="checkbox"/> 加盟アライアンス：	スカイチーム	<input type="checkbox"/> 設立年月日：	1959年12月16日
<input type="checkbox"/> 資本金：	54,709,846,500 台湾ドル	<input type="checkbox"/> 所有機材数：	88 機
<input type="checkbox"/> 平均機齢：	8.5 年	<input type="checkbox"/> 取締役会長：	何 煥軒 (Ho Nuan-hsuan)
<input type="checkbox"/> 日本支社長：	張 明璋 (Steve CHANG)		
<input type="checkbox"/> 日本国内就航地：	札幌、東京（成田/羽田）、名古屋、静岡、富山、大阪、広島、高松、福岡、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄、石垣		

※データは全て本リリース発行時現在のものです。

当社に関する記事や番組等を製作される際には、当社の日本における正式な名称である「チャイナ エアライン」と記載、または呼称してください。